

経済産業省

制定	平成18年3月29日	平成18・03・22 広第1号
改正	平成25年9月26日	20130819 広第1号
改正	平成29年12月15日	20171026 広第3号
改正	平成30年9月19日	20180914 広第1号
改正	令和2年7月29日	20200720 官第2号
改正	令和3年4月1日	20210329 官第7号
改正	令和4年6月1日	20220530 官第2号

経済産業省における外部の労働者からの公益通報の処理手続に関する訓令を次のように制定する。

平成18年3月29日

経済産業大臣 二階 俊博

経済産業省における公益通報者保護法を踏まえた外部の労働者等からの通報対応に関する訓令

目次

- 第1章 総則（第1条―第6条）
 - 第2章 通報等の受付等（第7条・第8条）
 - 第3章 通報への対応手順（第9条―第17条）
 - 第4章 雑則（第18条―第23条）
- 附則

第1章 総則

（目的）

第1条 この訓令は、公益通報者保護法（平成16年法律第122号。以下「法」という。）の趣旨にのっとり、経済産業省に対する外部の労働者等からの通報を適切に取り扱うため、経済産業省において取り組むべき基本的事項を定めることにより、通報者の保護を図るとともに、事業者の法令遵守を推進することを目的とする。

(適用の範囲)

第2条 経済産業省に対する外部の労働者等からの通報又は通報に関連する相談（以下「通報等」という。）への対応については、この訓令の定めるところによる。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規程に基づく通報等への対応については、当該各号の規程に定めるところによる。

- (1) 産業保安申告処理要領（20120919商局第77号）
- (2) 産業保安申告処理要領（20120919北産保第20号）
- (3) 産業保安申告処理要領（20120919関東産保第44号）
- (4) 産業保安申告処理要領（20120919中近産保第20号）
- (5) 産業保安申告処理要領（20120919中四産保第15号）
- (6) 産業保安申告処理要領（20120919九産保第12号）
- (7) 産業保安申告処理要領（20120919那産保第10号）

(8) 経済産業省における公益通報者保護法を踏まえた内部の職員等からの通報対応に関する訓令（平成18・03・22秘第1号）

3 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）の違反事案に関する通報等については、第9条第3項第2号及び第3号、第10条第2項並びに第19条第2項中「業務改革課」とあるのは「大臣官房会計課」と、第9条第4項、第13条及び第19条第1項中「業務改革課」とあるのは「大臣官房会計課及び業務改革課」と、第17条第2項中「業務改革課」とあるのは「大臣官房会計課、業務改革課」と、次項、第11条各項、第12条第3項及び第4項、第14条並びに第16条第1項第3号及び同条第2項中「大臣官房総括審議官」とあるのは「大臣官房会計課長」と読み替えて、これらの規定を適用する。

4 第1項の規定にかかわらず、緊急を要する場合その他の正当な事由がある場合であって、大臣官房総括審議官が特に必要があると認めるときは、大臣官房総括審議官が指示する方法により、通報等に対応することができる。

(定義)

第3条 この訓令における用語の定義は、法に定めるもののほか、次の各号の定めるところによる。

- (1) 「法に基づく公益通報」とは、法第2条第1項に規定する公益通報を、法第2条第3項に規定する通報対象事実（以下「通報対象事実」という。）について経済産業省が処分又は勧告等をする権限を有する場合において、法第3条第2号に掲げる要件（以下「保護要件」という。）を満たして行うことをいう。
- (2) 「外部の労働者等」とは、通報対象事実又はその他の法令違反等の事実に関係する事業者には雇用されている労働者、当該事業者を派遣先とする派遣労働者及び当該事業者の取引先の労働者のほか、事業者の事業に従事する役員、事業者の事業に従事する職員であった者、事業者の取引先の労働者その他事業者の法令遵守を確保する上で必要と認め

られる者をいう。

(3) 「法に基づく公益通報に準ずる通報」とは、次のいずれかの通報をいう。

ア 事業者の事業に従事する労働者であった者（通報の日前1年以内に当該労働者であった者を除く。）、事業者の取引先の労働者（通報の日前1年以内に当該労働者であった者を除く。）その他事業者の法令遵守を確保する上で必要と認められる者が、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該通報対象事実について経済産業省が処分又は勧告等をする権限を有する場合において、保護要件を満たして知らせること

イ 外部の労働者等が、通報対象事実以外の法令違反の事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を、当該法令違反の事実について経済産業省が処分又は勧告等をする権限を有する場合において、保護要件を満たして知らせること

(4) 「通報」とは、事業者（当該事業者の事業に従事する場合におけるその役員、従業員、代理人その他の者を含む。）についての法令違反の事実が生じ、又はまさに生じようとしている旨を知らせることをいう。

（通報等への対応の原則）

第4条 経済産業省の職員は、通報等に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、迅速かつ適切に通報等に対応しなければならない。

2 匿名による通報等があったときは、可能な限り、実名による通報等と同様の取扱いを行うよう努める。この場合、通報者又は相談者（以下「通報者等」という。）と通報等への対応に従事する職員との間で、電子メール等により適切に情報の連絡をとることができるよう努める。

3 通報への対応の必要性について検討するに当たっては、真実相当性の要件（保護要件のうち、通報対象事実が生じ、又はまさに生じようとしていると信ずるに足りる相当の理由がある場合をいう。以下この項において同じ。）が、通報内容を裏付ける内部資料、関係者による供述等の存在のみならず、通報者本人による供述内容の具体性、迫真性等によっても認められ得ることを十分に踏まえ、柔軟かつ適切に対応する。また、通報が真実相当性の要件を満たしているかどうか直ちに明らかでない場合においても、個人の生命、身体、財産その他の利益に重大な影響を及ぼす可能性が認められる場合には、同様に対応する。

（秘密保持及び個人情報保護の徹底）

第5条 通報等への対応に関与する職員（通報等への対応に付随する職務等を通じて、通報等に関する秘密を知り得た者を含む。以下同じ。）は、当該通報等に関する秘密を漏らしてはならない。また、通報等への対応に関与した職員は、知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。

2 通報等への対応に関与する職員（通報等への対応に付随する職務等を通じて、通報等に関する秘密を知り得る者を含む。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 情報を共有する範囲及び共有する情報の範囲を必要最小限に限定すること。

- (2) 通報者等の特定につながり得る情報（通報者等の氏名、所属等の個人情報のほか、調査が通報等を端緒としたものであること、通報者等しか知り得ない情報等を含む。以下同じ。）については、調査等の対象となる事業者に対して開示しないこと（通報等への対応を適切に行う上で真に必要な最小限の情報を、次号に規定する同意を取得して開示する場合を除く。）。
- (3) 通報者等の特定につながり得る情報を、情報共有が許される範囲外に開示する場合には、通報者等の書面、電子メール等による明示の同意を取得すること。
- (4) 前号に規定する同意を取得する際には、開示する目的及び情報の範囲並びに当該情報を開示することによって生じ得る不利益について、明確に説明すること。
- (5) 通報者等本人からの情報流出によって通報者等が特定されることを防ぐため、通報者等に対して、情報管理の重要性について十分に理解させること。

（利益相反関係の排除）

第6条 経済産業省の職員は、自らが関係する通報等への対応に関与してはならない。

第2章 通報等の受付等

（通報等受付窓口等）

第7条 大臣官房業務改革課（以下「業務改革課」という。）に、外部の労働者等からの通報を受け付ける窓口（以下「通報窓口」という。）及び通報に関連する相談に応じる窓口（以下「相談窓口」という。）を置く。

- 2 通報窓口及び相談窓口に関する事務は、業務改革課が処理する。
- 3 通報窓口においては、次の各号に掲げる方法による通報を受け付ける。この場合において、通報を受け付けた日（以下「受付日」という。）は、それぞれ次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日とする。
 - (1) 電話による通報 当該方法による通報を受けた日
 - (2) 郵便による通報 当該郵便を受け取った日
 - (3) 電子メール又はFAXによる通報 当該電子メール又はFAXを受信した日
 - (4) 対面による通報 面会した日
- 4 業務改革課は、経済産業省ホームページに、通報窓口及び相談窓口の連絡先として、電話番号、郵便あて先、電子メールアドレス等を、通報者等に明確になるよう掲載する。
- 5 業務改革課は、通報等に適切に対応するため、特に必要があると認めるときは、関係部署に協力又は助言を求める。
- 6 通報等への対応に従事する職員は、自らが通報事案又は通報に関連する相談事案に利益相反関係を有すると認めたときには、所属する課室の長にその旨を報告しなければならない。この場合において、当該課室の長は、当該通報事案又は通報に関連する相談事案について、利益相反関係を有しない他の者に対応させなければならない。

(通報等の受付等)

第8条 経済産業省に通報があったときは、法、「公益通報者保護法を踏まえた国の行政機関の通報対応に関するガイドライン（外部の労働者等からの通報）」（平成17年7月19日関係省庁申合せ、令和4年6月1日一部改正。以下「ガイドライン」という。）及び本訓令の趣旨を踏まえ、誠実かつ公正に通報に対応しなければならず、正当な理由なく通報の受付又は受理を拒んではならない。

- 2 外部の労働者等からの通報は、通報窓口において受け付ける。
- 3 通報に関連する相談は、第4条及び第5条の趣旨を踏まえ、適切に対応する。

第3章 通報への対応手順

(担当課室の指定と通報者への教示等)

第9条 業務改革課は、外部の労働者等からの通報又は第3項第1号アの報告があったときは、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、通報者の氏名及び連絡先（匿名による通報の場合を除く。）その他の通報への対応に必要な情報並びに通報の内容となる事実等を把握し、通報案件整理表（第3項第1号アにより報告があった場合を除く。）を作成するとともに、通報者に対して、通報者の秘密は保持されること、個人情報は保護されること及び通報受付後の手続の流れ等を説明する。ただし、通報者が説明を望まない場合、匿名による通報であるため通報者への説明が困難である場合その他やむを得ない理由がある場合はこの限りでない（第2項、第3項第1号イ、第2号及び第3号、第4項第2号並びに第5項、第10条第2項、第15条各項並びに第18条第2項における通報者への通知、第11条第3項における通報者への照会並びに第3項第2号及び第4項第2号並びに第13条における通報者への教示及び資料の提供においても、同様とする。）。

- 2 前項において、その通報が書面、電子メール等の通報者が通報の到達を確認できない方法によってなされた場合には、速やかに、通報者に対して、通報を受け付けた旨を通知するよう努める。
- 3 業務改革課以外の経済産業省本省（外局及び電力・ガス取引監視等委員会を含む。）の職員、経済産業局又は産業保安監督部等の職員に対して、外部の労働者等からの通報等が行われた場合には、次の各号に定めるところにより対応する。

(1) 経済産業省が処分又は勧告等をする権限を有する法令に関する通報

ア 自課室が当該権限を有する場合 通報を受けた職員は、通報の内容を記載した書類（以下「通報案件整理表」という。）を作成して翌営業日までに業務改革課に報告する。

イ 自課室が当該権限を有しない場合 業務改革課に通報があった旨を速やかに連絡する。ただし、第2条第2項各号に掲げる規程に基づき対応すべき通報が行われた場合には、産業保安に係る申告の受付窓口を通報者に対して通知するとともに、当該受付窓口の担当課室に通報があった旨を速やかに連絡する。

- (2) 経済産業省が処分又は勧告等をする権限を有しない法令に関する通報 業務改革課と協議の上、経済産業省が当該権限を有しないため当該通報を法に基づく公益通報若しくは法に基づく公益通報に準ずる通報として受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨を通報者に通知する。この場合において、当該権限を有する行政機関が他にある場合は、当該行政機関を教示する。
- (3) 前2号の規定に関わらず、通報の内容が著しく不分明で通報への対応に必要な情報を十分に入手できない場合又は通報の内容が虚偽であることが明らかな場合その他正当な理由があると認められるときは、業務改革課と協議の上、通報者に対して、当該通報を法に基づく公益通報若しくは法に基づく公益通報に準ずる通報として受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨を、原則として当該通報の受付日から5営業日以内（通報への対応に必要な情報の把握のために行う通報者への問合せに対して、通報者から回答があるまでの日数を除く。次項及び第5項においても同様とする。）に理由とともに通知する。
- 4 業務改革課は、通報の内容となる事実について、経済産業省が処分又は勧告等をする権限を有するか否かを確認（前項第1号アの場合を除く。）し、当該通報の受付日から5営業日以内に次の各号に定めるところにより対応する。
- (1) 経済産業省が処分又は勧告等をする権限を有する場合 当該通報への対応を担当する課室（以下「担当課室」という。）を指定するとともに、通報案件整理表を担当課室に回付（前項第1号アの場合を除く。）する。ただし、関係する課室が複数あるときは、最も関連が深いと思われる課室を担当課室として指定し、当該課室に回付するとともに、必要に応じて関係する課室を関係課室として指定する。
- (2) 経済産業省が処分又は勧告等をする権限を有しない場合 通報者に対して、経済産業省が当該権限を有しないため当該通報を法に基づく公益通報若しくは法に基づく公益通報に準ずる通報として受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨を通知する。この場合において、当該権限を有する行政機関が他にある場合は、当該行政機関を教示する。
- 5 業務改革課は、通報の内容が著しく不分明で通報への対応に必要な情報を十分に入手できない場合又は通報の内容が虚偽であることが明らかな場合その他正当な理由があると認められるときは、通報者に対して、当該通報を法に基づく公益通報若しくは法に基づく公益通報に準ずる通報として受理しない旨又は情報提供として受け付ける旨を、原則として当該通報の受付日から5営業日以内に理由とともに通知する。

（担当職員の指定と受理の通知）

第10条 担当課室及び関係課室の長は、前条第4項第1号の指定を受けたときは、遅滞なく、当該通報事案に利益相反関係を有していない職員を担当職員として指定しなければならない。

2 担当職員は、通報者に対して、法に基づく公益通報又は法に基づく公益通報に準ずる通報として受理した旨及び受付日を、遅滞なく、通知しなければならない。ただし、担当課

室は業務改革課と協議の上、当該通知を関係課室から行わせることができる（次条第3項における通報者への照会、第13条における通報者への教示及び資料の提供並びに第15条各項及び第18条第2項における通報者への通知においても同様とする。）。

（対応方針の決定）

- 第11条 担当課室の長は、原則として前条第2項の通知をした日から5営業日以内に、当該時点における対応方針を定め、当該通報の内容及び当該対応方針を大臣官房総括審議官（法に基づく公益通報に準ずる通報（補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律の違反事案に関する通報を除く。）の場合にあっては、業務改革課長。以下同じ。）及び関係課室の長に報告しなければならない。
- 2 担当課室の長は、前項の対応方針を変更したときは、変更後の対応方針及び当該時点における調査の進捗状況を、遅滞なく、大臣官房総括審議官及び関係課室の長に報告しなければならない。
- 3 大臣官房総括審議官は、担当課室の長が定める対応方針に疑義があるとき又は当該通報の内容について更に明確化する必要があると認めるときは、担当課室の長と協議の上、当該対応方針の変更又は通報者への照会を行うよう指示することができる。

（調査の実施と報告）

- 第12条 担当職員は、担当課室の長が定める対応方針に基づき、担当課室又は関係課室の長の監督の下、通報の内容となる事実について必要な調査を行わなければならない。
- 2 調査の実施に当たっては、通報に関する秘密を保持するとともに、個人情報を保護するため、通報者が特定されないよう十分に留意しつつ、遅滞なく、必要かつ相当と認められる方法で行う。
- 3 担当課室の長は、原則として第10条第2項の通知をした日から2か月ごとに、当該時点における調査の進捗状況を記録した書類（通報対応進捗状況報告書）を作成し、大臣官房総括審議官に報告しなければならない。
- 4 大臣官房総括審議官は、調査の方法、内容等の適正性を確保するとともに、調査の適切な進捗を図るため、前項の規定にかかわらず、担当課室及び関係課室の長に対して、調査の進捗状況の報告を求めることができる。

（受理後の教示）

- 第13条 法に基づく公益通報又は法に基づく公益通報に準ずる通報として受理した後において、担当課室及び関係課室による調査の結果、他の行政機関が処分又は勧告等をする権限を有することが明らかになったときは、担当課室は業務改革課と協議の上、通報者に対して、当該権限を有する行政機関を遅滞なく教示しなければならない。この場合において、担当課室は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、自ら作成した当該通報に係る資料を通報者に提供する。

(調査結果に基づく措置の実施)

第14条 調査の結果、通報対象事実又はその他の法令違反等の事実があると認めるときは、担当課室の長は、大臣官房総括審議官と協議の上、速やかに、法令に基づく措置その他適当な措置（以下「措置」という。）をとらなければならない。

(通報者への通知)

第15条 担当課室は、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がある場合を除き、調査中は、通報者に対し、その調査の進捗状況を適宜通知するとともに、調査結果又は次条第1項第3号の決定内容について、可及的速やかに取りまとめ、その結果を遅滞なく通知しなければならない。

2 担当課室は、前条の措置をとったときは、その内容を、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報者に対し、遅滞なく通知しなければならない。

(対応の終了)

第16条 次の各号のいずれかに該当する場合には、法に基づく公益通報又は法に基づく公益通報に準ずる通報への対応を終了する。

(1) 第9条第3項第2号若しくは第3号、第4項第2号又は第5項の通知をしたとき。

(2) 第13条の教示をしたとき又は前条第1項の結果の通知をしたとき。

(3) 対応を終了する正当な理由があると認められる場合であつて、大臣官房総括審議官が、担当課室の長と協議の上、当該通報への対応の終了を決定し、前条第1項の通知をしたとき。

2 前項第2号又は第3号により対応を終了した場合、担当課室は、通報への対応結果を記録した書類（通報対応結果報告書）を作成し、遅滞なく、大臣官房総括審議官に報告しなければならない。

(通報者等の保護)

第17条 正当な理由なく、通報等に関する秘密を漏らした職員及び知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用した職員に対しては、懲戒処分その他適切な措置をとる。

2 業務改革課及び担当課室は、通報等への対応の終了後においても、通報者等からの相談等に適切に対応するとともに、通報者等が、通報等をしたことを理由として、事業者から解雇その他不利益な取扱いを受けていることが明らかになった場合には、消費者庁の公益通報者保護制度相談ダイヤル等を紹介するなど、通報者等の保護に係る必要なフォローアップを行うよう努める。

第4章 雑則

(標準対応期間)

第18条 担当課室は、受付日から6か月以内に、通報への対応を終了するよう努める。

- 2 前項の期間内に通報への対応を終了することが困難であると認められるときは、担当課室は、通報者に対して、当該通報への対応に必要な調査及び措置を終了するまでに必要と見込まれる期間を、遅滞なく通知するよう努める。

(意見又は苦情への対応)

第19条 業務改革課は、通報等への対応に関して意見又は苦情の申出を受けたときは、迅速かつ適切に対応するよう努める。

- 2 担当課室は、通報等への対応に関して意見又は苦情の申出を受けたときは、業務改革課及び関連課室（関係課室が通報等への対応に関して意見又は苦情の申出を受けたときは、業務改革課及び担当課室）に対しその内容を報告するとともに、迅速かつ適切に対応するよう努める。

(関連資料の管理)

第20条 担当職員は、各通報等の事案への対応に係る記録及び関係資料について、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護並びに適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等に留意して、経済産業省行政文書管理規則その他これに準ずる規則に定めるところにより、適切に管理しなければならない。

- 2 前項の規定は、行政文書の管理に関する規定その他の規定の適用を妨げるものと解してはならない。

(職員への周知)

第21条 業務改革課は、定期的な研修の実施、説明会の開催その他適切な方法により、法及びガイドラインの内容や経済産業省における通報対応の仕組み等について、全ての職員に対し、十分に周知するとともに、通報等への対応に従事する可能性のある職員に対し、所要の知識及び技能の向上を図るための教育や研修等を十分に行う。

(協力等)

第22条 経済産業省の職員は、通報等について、他の行政機関その他公の機関から調査等の協力を求められたときは、正当な理由がある場合を除き、必要な協力を行う。

- 2 担当職員は、通報対象事実又はその他の法令違反等の事実に関し、処分又は勧告等をする権限を有する行政機関が経済産業省の他にもあるときは、必要に応じて、当該行政機関と連携して調査を行い、措置をとる等、相互に緊密に連絡し、協力する。
- 3 担当職員は、所管法令に違反する事実について処分又は勧告等をする権限を他の行政機関に委任等をしている場合において、当該所管法令違反の事実に関する通報がなされたときは、通報に関する秘密保持及び個人情報の保護に留意しつつ、当該他の行政機関と通報

及び通報への対応状況に関する情報を共有し、通報対応への助言を行うなど、適切な法執行を確保するために必要な協力、支援等（経済産業省が他の行政機関に対して指揮監督権限を有する場合においては、当該権限の適切な行使も含む。）を行う。

（通報対応の評価及び改善）

第23条 業務改革課は、通報対応の仕組みの運用状況についての透明性を高めるとともに、客観的な評価を行うことを可能とするため、通報対応の仕組みの運用状況に関する情報として、通報に関する秘密保持、個人情報の保護、適切な法執行の確保及び利害関係人の営業秘密、信用、名誉、プライバシー等の保護に支障がない範囲において、通報受付件数、通報事案の概要、通報事案の調査結果の概要、調査の結果とった措置、調査対応状況の概要又は通報対応に要した期間等を、定期的に公表する。

2 業務改革課は、通報等への対応の仕組みの運用状況について、職員及び中立的な第三者の意見等を踏まえて、定期的に評価及び点検を行うとともに、他の行政機関による先進的な取組事例等も参考にした上で、通報等への対応の仕組みを継続的に改善するよう努める。

附 則

- 1 この訓令は、公益通報者保護法の施行の日（平成18年4月1日）から施行する。
- 2 この訓令は、通報等への対応の実施状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う。

附 則（20130819広第1号）

この訓令は、平成25年9月26日から施行する。

附 則（20171026広第3号）

この訓令は、平成29年12月15日から施行する。

附 則（20180914広第1号）

この訓令は、平成30年9月19日から施行する。

附 則（20200720官第2号）

この訓令は、令和2年7月29日から施行する。

附 則（20210329官第7号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（20220530官第2号）

- 1 この訓令は、公益通報者保護法の一部を改正する法律（令和2年法律第51号）の施行の日（令和4年6月1日）から施行する。
- 2 この訓令による改正後の経済産業省における公益通報者保護法を踏まえた外部の労働者

等からの通報対応に関する訓令（以下「新訓令」という。）の規定は、この訓令の施行後にされる新訓令第3条第1号に規定する法に基づく公益通報及び同条第3号に規定する法に基づく公益通報に準ずる通報について適用し、この訓令の施行前にされたこの訓令による改正前の経済産業省における公益通報者保護法を踏まえた外部の労働者等からの通報対応に関する訓令第3条第1号に規定する法に基づく公益通報及び同条第3号に規定する法に基づく公益通報に準ずる通報については、なお従前の例による。